

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成25年3月8日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区子ども計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

世田谷区では平成27年度を初年度とする子ども計画を平成25年度から平成26年度内にかけて策定する。世田谷区子ども計画は、子ども・子育て支援法に定める「子ども・子育て支援事業計画」を内包するもので、策定にあたっては、根拠となるデータの収集・分析の他、国や都の制度ならびに、現在策定中の世田谷区基本構想や基本計画との整合性等を図る必要がある。

そのため、過去に行政計画策定支援等の実績を備え、各種調査・報告・先行事例等の調査・分析、区民意識の分析、および国の動向などに基づく専門的見地から計画策定を支援する業務の委託を行うものである。

(3) 履行期間

計画策定業務の期間を平成25年度（平成25年6月中旬～平成26年3月31日）、26年度（26年4月1日～平成27年3月31日）の2年間と想定して、業務の委託を予定し、本プロポーザルを実施するものである。

契約は、毎年3月31日までの会計年度を単位とし、履行に不備が無く、受託事業者にコンプライアンスに反する事項など継続して業務を委託し難い状況が無い限り、随意契約により、引き続いて業務を委託することを予定する。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (5) 東京都及び東京23区、その他世田谷区と同等以上の人口を有する他自治体において、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、または行政基本計画の策定に関する支援業務の受託実績があること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 世田谷区の子どもに関する条例・計画・方針等および国の子ども・子育て支援新制度等の理解度

および課題認識等のレベル

- (2) 計画策定に関する情報収集・調査研究能力、業務履行の信頼度
- (3) 実施体制（配置人材、業務責任者等の経験や資格、区との連絡体制等）
- (4) 本件に類似する事業の実績
- (5) 見積もり金額の妥当性
- (6) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目2 1 番2 7号（世田谷区役所第2庁舎2階 2 1 番窓口）

世田谷区子ども部子ども育成推進課計画担当

電話：03-5432-2528 ファクシミリ：03-5432-3016

E-mail：SEA02236@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成25年3月8日（金）から平成25年3月18日（月）まで

場所：世田谷区ホームページでの閲覧 / 方法：区ホームページからのダウンロードによる

（[世田谷区トップページ](#) [こんな時には](#) [事業者向け](#) [お知らせ](#)）

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

期限：平成25年3月18日（月）15時まで必着

場所：上記（1）担当部課に同じ / 方法：持参または郵送（書留郵便に限る。）

(4) 質問書の提出期限及び方法

期限：平成25年3月25日（月）15時まで

方法：上記（1）担当部課あて電子メールによる

(5) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

期限：平成25年4月15日（月）15時まで必着

場所：上記（1）担当部課に同じ / 方法：持参に限る

6 その他

- (1) 提案にあたっては、世田谷区ホームページのトップページ > くらしのガイド > 子ども・教育 > 子どもに関する条例・計画・方針等 に掲載の「世田谷区子ども計画」等を参考にすること。

<<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/138/index.html>>

- (2) 本件は、平成25年度予算の配当を条件として契約する。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無 「有」（平成26年度 世田谷区子ども計画策定支援業務委託）
但し、契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

- (8) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (9) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (10) 詳細は説明書による。